

台湾における高齢配偶者の相続法上の地位の現状と将来
- 高齢者の居住権の強化を中心として

The Current Status and the Future of the Position of the
Elderly Spouse under the Inheritance Law in Taiwan
- With a Focus on the Enhancement of the Right of Residence of
the Elderly

魏大亮*
Da-Liang Wei

目 次

- I. 高齢者の介護を受ける権利を保障するための立法政策
- II. 憲法及び国際人権規約における高齢者の権利利益保護
- III. 日本における高齢者の相続権に関する改正の考え方
- IV. 台湾における高齢配偶者の居住権保護の法制化の必要性
- V. 結論

概要

台湾は2018年に高齢社会に突入した。これにつき、政府の関係部門は一定の行政措置を講じ、立法面でも、高齢者の介護に関して依拠すべき法律として「介護サービス法」が施行されている。ただ、高齢生存配偶者の晩年の生活保障と密接に関係する相続法においては、いまだに関係する法改正の準備がなされていない。高齢者の居住する婚姻住居が遺産分割の対象となった場合、台湾の裁判実

논문접수일 : 2019. 03. 29.

심사완료일 : 2019. 05. 03.

게재확정일 : 2019. 05. 03.

* 最高裁判所裁判官 / 訳 小林 貴典 (法官學院専任研究員)

務では、裁判官が裁量権を適切に行使することにより保護の目的が果たされているものの、保護の範囲・効果には限りがある。高齢生存配偶者の法定居住権の法制化は、台湾の相続法改正に関する最も切迫した課題となっている。

주제어 : 台湾, 高齢社会, 高齢生存配偶者, 生活保障, 相続法改正

I. 高齢者の介護を受ける権利を保障するための立法政策

中華国内政部が2016年9月20日に公表した台湾の2016年の簡易生命表によると、台湾の男性の平均寿命は76.8歳、女性は83.4歳、男女平均で80歳に達しており、主要国家と比べると、日本やノルウェーよりは低いものの、中国、マレーシアやアメリカ等よりも高いものとなっている。長期的傾向を見ると、国民健康保険の実施、医療環境や生活品質の改善に伴って平均寿命の上昇傾向が見られ、2006年の77.9歳から2016年の80.0歳へと上昇している¹⁾。特殊な年度として、2016年の平均寿命は2015年に比べて0.20歳微減しているが、これは同年1月から3月の間に記録的な寒波に襲われたことと関係している。同年の死亡者数は17万2829人に達し、2015年と比べて9007人増(+5.50%)と大幅に増加しているが、そのうち約6000人が1月から3月の寒波期に集中している。台湾の人口は日に日に高齢化しており、出生率の低下も相まって、人口構造のアンバランスさが顕著となっている。2018年には「高齢社会」に入り、2026年には高齢人口が20%の大台を突破して²⁾、「超高齢社会」に入るものと予測されている³⁾。

1) 内政部統計處「内政統計通報106年第38週」(2017年9月20日) https://www.moi.gov.tw/files/news_file/week10638.pdf

2) 社会権規約委員会第13回会議(1995年)で採択された一般的意見第6号の序においては、次のように述べられている。世界の人口は、安定的かつ驚くべき速さで高齢化している。60歳以上の人口は、1950年の2億人から1982年の4億人に増加したが、2001年には6億人、2025年までには12億人に達するものと予測されており、その時には70パーセント以上が今日にいわゆる途上国に居住しているであろう。80歳以上の人口も大幅に増加しており、1950年の1300万人から現在の5000万人超へと増加し、2025年には1.37億人に増加すると予測されている。

3) 世界保健機関(WHO)の定義によれば、総人口に占める65歳以上の人口の比率が7%を超える

高齢化社会問題への対応として、台湾でしばしば政策上提出される解決方策は、行政部門の各種取組みや給付行政措置の強化に焦点を当てたものである。例えば、育児手当の提供、出産の奨励や育児（託児）環境の改善により、人口構造の改善を図ろうとする措置である。直接に高齢者の生活保障や介護と関係があるものとして、台湾では早い時期から、敬老手当の支給や地域の医療環境の改善等が行われてきた。特に、現在、介護システム・医療システムの整備のための努力が進められており、そこには高齢社会に対する責任を引き受けるという政府の決心が示されている。行政措置に関する法制としては、2015年に「介護サービス法〔長期照顧服務法〕」が施行されたが、同法は、介護サービスの発展に関する最も重要な基本立法として、各種の介護資源の統合、介護システムの健全化、弱者に対する介護サービス受給の保障といった効用を有している。

しかしながら、高齢者の介護や社会福祉に関する取組みは、国家の財政負担や有限な資源の合理的分配に関わるものであって、そこには高度な行政裁量や行政上の専門的な判断余地が存する。行政部門は様々な弱者層に資源を行き渡らせなければならないため、高齢者に対する介護福祉の密度には、多かれ少なかれ不足が生ずる。これに対し、高齢者に最も関連を有し、かつ国家の資源・予算の分配とは無関係な法制度あるいは制度的保障が、相続制度である。配偶者が死亡した後、高齢者が晩年の生活の主な経済的基礎として相続財産に依存する程度は、国家による扶助や福祉措置に対するそれよりも明らかに高い。長期の婚姻共同生活の期間中、高齢者と死亡配偶者の間における夫婦財産の形成又は取得について、どのような夫婦財産制が適用されるかに関わらず、夫婦相互の貢献を否定することはできない。そのため、死亡配偶者名義の財産について、たとえそれが死亡により「遺産」となっているとしても、相続法制上、高齢の生存配偶者に対して一定の「特殊な権利」を認めることには、立法形成上の正当性の基礎が存する。特に、高齢者と死亡配偶者が長期にわたり同居してきた建物（家屋）が死亡配偶者の「遺産」になると、相続法上の共同相続制度のため

と「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、20%を超えると「超高齢社会」となる。経済日報「九年後將邁入『超高齡社會』，高齢化的負擔台灣怎麼扛？」（2018年1月1日）<https://money.udn.com/money/story/5648/2906165>

に、他の相続人との共有関係とならざるを得ない。そしてその後に遺産分割の対象となる際、その地の環境に住み慣れ、かつ高齢配偶者の感情の拠り所たる建物について、遺産分割のために高齢配偶者に退去を強いるとすれば、誠に残酷である。そのため、相続法の領域において、高齢配偶者の相続法上の地位をいかに強化するかは、現代の法治国家が責任をもって取り組むべき課題であるといわねばならない。こうした面に関する台湾法制の状況につき、検討を行う必要性は大きい。

II. 憲法及び国際人権規約における高齢者の権利利益保護

1. 中華民国憲法上の基本国策

19世紀の自由主義的法治国家においては、社会上の経済的弱者の基本的な生活保障につき、人間の尊厳に合致し、かつ人民相互間の社会的・経済的地位の不平等がもたらす社会問題の解決に資するところの、社会的・経済的条件の調整手段に関する指導原理が国家により創造された。それは「社会的基本権」と呼ばれ、現今の立憲国家では一般に憲法規範に書き込まれている。社会的基本権は、国家に対する主観的給付権を直接人民に付与するものではないが、「社会国家原則」に基づき、立法者は、各種の具体的調整事項につき、妥当な立法規範を設けて、人民の基本的な生活ニーズが満たされるよう確保するという客観法上の義務を負い、これは社会国家原則に基づく立法上の作為義務に属する。

社会国家原則は客観的憲法原則であるが、立法による実践を経ることを必要とし、立法規範が十分でないときは、行政・司法が職権を行使する際にこれを具体化することもできる。社会国家原則の具体的内容の大部分は、社会保険、社会扶助、社会補償等の制度により実現される（疾病、事故、高齢、失業に対する保険を含む）。台湾は、これらの社会国家原則に基づく義務の履行について、憲法第13章の「基本国策」を指導原則としており、高齢者の権利利益保護に関するものとして、同章第4節「社会安全」第155条には、「国家は、社会福祉を

図るために、社会保険制度を実施しなければならない。老人、弱者、身体障害者、生活能力がない者及び非常災害を受けた人民に対して、国家は、適当な扶助と救済を与えなければならない。」と定められている。すでに施行されている前述の「介護サービス法」は、国家が社会国家原則に基づく基本的義務の具体化を行ったものである。しかしながら、基本国策について、国家機関が憲法上の義務の履行として行うのは、福祉・保険・扶助及び救済の提供のみであり、各政府部門が義務を履行しているか否かは、国家の財政予算によって定まり、直接的に弱者に主観的請求権を付与するものではない。この点で、憲法上の「基本権」とはその保障の密度が異なる。

中華民国（台湾）憲法上の基本国策は、すべての国家権力部門を拘束する効力を有しているものの、基本国策に現れている価値決定と内容は、社会国家原則上の義務に属するものであって、立法者は立法の義務を負うが、社会福祉については、国家の全体的条件、特に財政給付能力に応じて決定されなければならない。具体的に義務を履行する項目の選択及び予算の執行については、国の行政部門が裁量権と専門的な判断余地を有しており、また立法者には法規範の形成につき広い空間が与えられているため、この部分に関して司法審査を行う際、台湾の司法部門（例えば司法院大法官）は消極主義の立場を採ってきている。そのため、人民は基本国策に基づいて立法機関に一定内容の立法を行うよう求める請求権を有しておらず、司法による救済ルートが困難であることは明らかである。

行政・立法部門は高度な形成の自由を有しているが、行政給付訴訟や民事事件を含む具体的事案に関する司法裁判において、台湾の裁判官は、与えられた「裁量権」、及び適用すべき法規範に対する解釈権を通じて、基本国策の規定を法規範内容の解釈の基準・方向とし、基本国策が実現を欲する価値を実現しようとしている。基本国策のこのような指示作用は、高齢配偶者が共同相続人となる遺産分割事件に関する裁判実務の中にすでに現れており、遺産分割方法に関する裁量権行使の拠り所となっている。換言すれば、高齢生存配偶者の権利利益の保護は、相続法の指導原理と同等の作用を有している（詳しくは後述する）。

2. 國際人權規約に関する一般的意見

基本国策の高度に抽象的な規定は、立法規範による具体化を経て初めて国家による社会福祉的給付となるものであり、また国家の財政能力により制限を受けるため、高齢者の晩年における適切な介護をすべて国家社会に依存することはできないことは、前述したとおりである。市民社会における私法関係の構築－特に一定の親族間の相続関係－において法規範上の根拠となる相続法及び関連実体法（例えば民法総則）・手続法については、高齢者の身上の世話（成年後見・補助）や財産関係秩序の調整を含めて、新たな考え方や新たな価値秩序観を植え込んでいかなければならない。この面に関して、隣国の日本で2015年2月に発足した法制審議会民法（相続関係）部会においては、相続法による高齢生存配偶者の権利利益の保護－特に婚姻住居に関する法定の居住権取得－について大きな進展が見られ、台湾でも参考にする価値が高い。

台湾では、憲法上の基本国策により国家の客観法的価値秩序が構成されているが、人民は主観的請求権（立法形成請求権を含む）を有していないため、高齢者の権利利益の保護密度は明らかに不十分である。高齢者の権利利益の保障は、国際社会が公認する普遍的価値であり、基本的人権としての価値を備えている。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（International Covenant on Civil and Political Rights）及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）（以下、両者を合わせて「国際人權規約」とする）には、高齢者の権利保護に直接言及する条項は存在しないが、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下、「社会権規約」とする）9条の「社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」との規定は、高齢者が福祉を享受する権利を認めるものであると一般に解されており、また国際人權規約の各条項は高齢者にも適用される。そして、高齢者の権利を尊重するために採る必要がある具体的措置について、各締約国は、現在有している資源に応じてできる限りこれを実施する義務を負う。

国際人權規約が高齢者の権利利益の保障と直接に関連性を有する点として、

社会権規約委員会の1995年第13回会議において採択された一般的意見第6号（高齢者の経済的、社会的及び文化的権利）では、次のように指摘されている。産業国は、高齢化に対応するために、その社会・経済政策、特に社会保障政策を調整する任務に直面している。途上国においては、若年人口の移動、及びそれに伴う一高齢者の主な支えとしての一家族の伝統的役割の弱体化により、社会保障の欠如又は不足がより悪化している、と。また、1982年の高齢者問題世界会議において「高齢者問題国際行動計画」が採択され、高齢者の権利を保障するために採るべき各種の措置が提言されたが（62項目の勧告）、その多くは国際人権規約と直接の関係がある。1991年の国連総会では、「高齢者のための国連原則」が採択され、食料・水・住居・衣服・医療へのアクセスのほか、高齢者の「居住権」と最も密接な関連があるものとして、「ケア」の項目の中で、家族によるケア、医療ケアを享受できるべきであること、そして居住施設、介護施設又は医療施設において基本的な人権と自由を享受できるべきであることを提言している。「尊厳」の項目の中では、尊厳と安全を有し、搾取や身体的・精神的虐待を受けず、公正な取扱いを受けることができるべきものと明言されている。国際人権規約が定める基本権及び一般的意見について、各締約国はその承諾を履行する義務を負うため、締約国は国際人権規約に基づき高齢者に対する法定の義務を引き受けることとなる。履行にあたり採るべき措置や方法については、1989年の一般的意見第1号によれば、基本的に他の義務の履行と同じく、締約国は適当な政策や計画を定めなければならない、必要なときには「関係法律を制定し」、差別的な法律を廃止し、又は予算の裏付けを確保する義務を負うものとされている。

台湾は、国際的地位の関係で、国際人権規約の締約国とはなっていないが、「国際人権規約施行法」〔訳注：正式名称は「公民與政治權利國際公約及經濟社會文化權利國際公約施行法」、2009年4月22日公布、同年12月10日施行〕の施行により、国際人権規約を国内法化しており、国際人権規約上の人権規範及び一般的意見は、国内法規範としての効力・性質を有するようになっているため、行政・立法・司法を含めた国家の各部門はその拘束を受け、これを遵守する義務を負っている。社会権規約委員会による前掲の一般的意見〔第6

号] は、ウィーン「高齢者問題国際行動計画」の勧告29が、各国政府に対して、家庭内に高齢者がいる家族全体を支援する社会サービスを確立し、自宅で高齢者を扶養することを望む低所得世帯を支援する措置を実施し、一人暮らしの高齢者又は「自宅に住み続けることを望む高齢の夫婦」を援助するよう勧告・奨励していることを指摘している。同計画の勧告19は、高齢者にとって住宅は単なる居所なのではなく、「心理的・社会的な側面でも重要な意味を持つことを考慮に入れるべきである」と勧告するとともに、住居の修繕・開発や改修を通じて、高齢者の住宅への出入り及び住宅の使用に便宜を図りながら、高齢者ができるだけ「長く自宅に住み続ける」ことができるよう支援すべきものとしている。

3. 高齢者居住権保護に関連する条約の台湾の裁判実務における意義

台湾は国際人権規約の締約国ではないが、国際人権規約施行法により、その内容を国内法化し、拘束力を有する国内法としているため（国際人権規約施行法2条）、各政府機関は国際人権規約の規定を適用する義務を負い、その義務の範囲については規約の趣旨及び規約人権委員会の解釈を参照しなければならない（国際人権規約施行法3条）。高齢者が「長く自宅に住み続けること」を期待することは、生活習慣上・心理上の高度な依存によるものであって、他の見知らぬ住居に改めて適応することは困難である。そのため、死亡配偶者の遺した住宅について、高齢者が共同相続のために単独かつ全部の所有権を取得することができない場合は、立法者は、その者が当該住宅に対して当然に「法定居住権」を有するような法的地位を形成しなければならない。「法定居住権」に関する立法がなされるまでは、司法機関が相続事件・遺産分割事件において分割方法に関する裁量権を行使する際に、前述の一般的意見の趣旨に従い、高齢者の居住権保障も遺産分割方法について斟酌すべき要素として組み入れるべきである。後述のとおり、高齢者の居住権保障に関する台湾の裁判実務は、賞賛に値するものである。

Ⅲ. 日本における高齢者の相続権に関する改正の考え方

1. 「相続法制検討ワーキングチーム報告書」

日本では、高齢者の居住権保障に関する改正プロセスに重要な進展が見られる。平成26年に相続法制の改正に関する検討が始められると、1年内に相続法改正に関する報告書が提出された。相続法改正案や高齢者の居住権保障の問題は、国際人権規約による国際法上の義務に起因するものではなく、平成25年9月の最高裁判決により、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定める規定が憲法に反するものと判示され、法務省でこれにつき法律改正案を作成したが、国会審議の過程において、各界から配偶者の相続上の地位の保護に関する問題が提起されたために、法改正の手續が展開されることとなったものである。法務省の相続法制検討ワーキングチーム報告書における法改正の提案は、主に配偶者の死亡後に生存配偶者の居住権を保護するための方策に関するものである。その他にも、遺産分割に関する措置、寄与分制度、遺留分制度について改正の検討がなされている。

2. 法定居住権概念の形成

婚姻共同生活を営む夫婦が、長期にわたりある建物に居住していて、一方が死亡した場合には、生存配偶者は、当該建物に引き続き居住することを望むのが人情の常である。特に高齢者にとっては、住み慣れた居住建物を離れて新たな生活環境に適応することを強られることは、必然的に精神的にも身体的にも耐え難い苦痛・負担となる。そこで、報告書は、近時の高齢化社会においては、生存配偶者の居住建物に対する使用権について、立法により特別の保護を与える必要性があるものと指摘している。報告書の最も重要な提案は、相続関係のために高齢配偶者がその居住建物から退去せざるを得なくなることを防止するための措置を採る必要があるものとしている点である。

高齢配偶者の居住権に関係するものとして、すでに最高裁平成8年12月17日判決が存在している。同判決は、共同相続人の一人（生存配偶者）が、被相続人の許諾を得て遺産である建物に同居していたときは、特段の事情のない限り、被相続人と当該相続人との間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借関係が成立していたものと推認されるとしている。同判決は確かに生存配偶者の居住権を保障しているが、保障される範囲・期間は遺産分割が終了するまでの短期間に限られている。また、判例法理は当事者の合理的意思解釈に基づくものであり、当事者が異なる意思を明確に表示していた場合等には、生存配偶者の居住権は保護されないことになってしまう。配偶者の住みなれた居住環境での生活が遺産分割により影響を受けないようにするためには、相続法上、遺産分割において、当該建物の所有権を得ることができないとしても、高齢配偶者と当該建物の所有権を取得した者との間で使用貸借の法律関係を成立させ、その居住権を確保すべきである。そこで報告書は、対応策として2つの方策を検討している。第1に、遺産分割が終了するまでの居住権の保護であり（短期居住権）、第2に、遺産分割終了後における居住権の保護である（長期居住権）。

第1点（遺産分割まで）の方策は次のとおりである。遺産分割協議の成立又は遺産分割審判の確定まで、高齢配偶者は当該建物を引き続き無償で使用する権利を有する。被相続人が遺言で配偶者以外の者に当該建物の所有権を取得させるものと定めていたときであっても、生存配偶者は一定の期間内は無償の使用権を有する。報告書では、最高裁判所の判例により構築された短期居住権の法理では、高齢配偶者の居住権保護として不十分なところがあるものとされている。というのも、「短期居住権」は、生存配偶者が被相続人の許諾を得たことにより取得するものであり、被相続人が所有している建物に限られ、かつ他の相続人の負担する義務との整合性から、生存配偶者の短期居住権による利益は、その具体的相続分から控除しなければならないからである。また、遺産分割は時に長期化することもあるため、短期居住権の期間についても更なる検討を要するものとされている。

第2点の長期居住権の保護について、報告書は、遺産分割終了後にも生存配偶者が被相続人の所有していた建物に引き続き居住することができる「法定居住

権」という概念を提出している。すなわち、相続開始時に被相続人が所有していた建物について、高齢配偶者の居住権に関する規定を新設し、法律にこの長期居住権の保護を規定することにより、法定の権利とする。遺産分割の協議又は審判において、高齢配偶者は法律の規定に基づき居住権を取得する。長期居住権は財産的価値を有しており、相続の対象となる。報告書の議論の概要によると、この方策は、近時の高齢化社会において、高齢配偶者が住み慣れた環境に引き続き居住することができるようにするための遺産分割における保護措置であり、遺産分割事件の手続において、高齢者の長期居住権の保護を実現する機能・意義を有する。

長期居住権の性質については、居住建物の使用することができる法定の債権であり、債権の性質に類似するとする考え方や、用益物権の一種と見る考え方がある。長期居住権の財産的価値をいかに評価すべきか、相続分から相当の金額を控除すべきかについては、長期居住権の財産的評価の方法は、賃貸借関係に類似するものとして計算し、賃料に相当する財産額として評価した後、相続分から控除すべきとの指摘がある。長期居住権の価値が具体的相続分を超える又は明らかに不相当な場合はどのように処理すべきか、長期居住権は第三者との関係でどのような効力を有するか、配偶者の長期居住権に優先権を認めるか、認めるとしてその範囲を限定すべきか、などについてはさらに検討を要するものとされている。

3. 遺産分割、夫婦財産の寄与分

遺産分割手続における生存配偶者の保護と、夫婦財産制における寄与とは、相互に関連を有する。また、生存配偶者が再婚者である場合もあれば、形式的には長期の婚姻関係の外観があっても、実質的には長期の別居状態にあたり、共同生活の期間が短期しかない場合もあり、生存配偶者の被相続人の財産（遺産）の形成（取得）又は維持に対する寄与の程度は様々であるが、日本民法900条の法定相続分はそれに応じて調整することはできず、夫婦財産の分与の際に、寄与分の中で考慮されるに過ぎず、遺産分割において実質的公平に反することとならないかが問題となりうる。これについて、民法（相続関係）等の改正に関す

る中間試案の補足説明では、配偶者の貢献の程度に応じた遺産の分割を実現すべきものとされている。被相続人の遺産は実質的夫婦共有財産と固有財産に分けることができるとされ、実質的共有財産に対する生存配偶者の相続分の比率と、離婚における財産分与の場合とで、両者の対応を合わせて検討すべきものとされている。遺産分割が先に成立しているときは、配偶者の相続分比率は固定的なものであるが、生存配偶者の婚姻に対する長期の貢献度は個別の事案によって異なるので、2つの考え方に分けてそれぞれ検討が行われているが、基本的に、婚姻期間が長期にわたる配偶者については、遺産分割における取り分を増やすべきものとされている。第1の考え方は、被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合には、その割合に応じて配偶者に対する分配割合を増やすというものである。第2の考え方は、婚姻期間が20年（又は30年）以上であるときは、当然に分配割合を引き上げるとするものである。

4. 遺留分減殺請求権について

遺留分減殺請求権については、生存配偶者（高齢配偶者を含む）に関連があるのは、遺留分減殺請求権の効力に関する検討である。遺留分減殺請求権について、台湾の通説の見解と同じく、日本においても物権説が採られている。しかし、物権説によると、特定の遺産につき遺留分権利者と受遺者との共有関係となるため、紛争を生じやすい。そのため、中間試案補足説明においては、遺留分減殺請求は原則として金銭補償によるものと改められ、例外として他の選択が認められている。このような減殺請求に関する法律関係の柔軟化は、紛争解決に資する。例えば、遺贈の目的物が建物であり配偶者がこれを取得する場合に、他の共同相続人が減殺請求権を行使すると、当該建物は共有財産となり、共有関係を解消するためには、再び共有物の分割を行わなければならない、徒に新たな紛争を生じさせることとなるため、直接に金銭価額による補償を行えば、共有関係により生じうる紛争を免れることができる。台湾では、実務・通説ともに物権説を採用しており、上記と同じ問題が生じるため、このような考え方は台湾での相続法改正についても参考となる。遺産分割の手續について、日本の現行の人事訴訟

法・家事事件手続法においては、遺産分割は家庭裁判所の家事事件手続に属するものとされているが、遺留分減殺請求は通常裁判所の事務管轄とされているため、異なる系統の裁判所により審理されることとなって不便であるため、検討の対象とされている。台湾においては、家事事件法の規定により、両者とも家事事件手続とされているため、ともに家事法院（通常法院の家事部を含む）が管轄し、このような手続の分裂は生じない。

IV. 台湾における高齢配偶者の居住権保護の法制化の必要性

1. 台湾の相続法制度における欠如

台湾では、国際人権規約施行法により、人権規約の定める基本権の保障と実践に向けた決心が示され、「介護サービス法」が制定され、行政措置により高齢者の権利利益の促進・保障がなされている。しかし、現在に至るまで、民法相続編については、高齢生存配偶者の相続法上の地位強化に関する法案の検討や作成は行われていない。民法相続編の改正については、責任を負う機関である法務部が草案を作成して、これがその上級機関である行政院に送られ、そこから立法機関である立法院に送られ、三読会を通過すると、総統がこれを公布し施行される。前述の社会権規約の一般的意見に基づき、台湾の関係部門は、高齢生存配偶者の「居住権」の保障につき、立法を行う義務を負う。台湾の相続法の最新の改正草案は2016年12月26日に法務部により公表されたが、改正理由では、民法相続編は1941年5月5日に施行されて以来6度の改正を経ているが、今回は、実務の見解に合わせることで、争いのある問題の解決及び民法現代化のために改正の必要があるものとされている。

このように、台湾の最新の相続法改正草案は、実務上の問題を解決することを主として、民法の現代化を図っている。主な改正内容としては、相続権喪失事由の追加、相続回復請求権と物権的返還請求権の間の適用上の疑義の解消がある。特殊なものとして、台湾に特有の制度である遺産酌給制度につき、死後の扶

養としての性質を有することを強調するため、被相続人の死亡により生活が困難に陥る者に限り遺産酌給を請求することができるものとしている。生存配偶者と比較的関連がある遺産分割に関しては、遺産分割の方法について民法物権編の共有物分割の規定（民法824条）を準用するとの規定を新設するとともに、合有〔共同共有〕の分割方法として、これを通常の共有にすることができるという早くから実務上認められていた方法を明文化することとしている。遺言については、情報技術化の時代の趨勢に対応して、遺言の方式に関して、筆記による遺言は、コンピューター又は自動化機器により製作した書面によりこれに代えることができるものとし、また、口授遺言については、映像及び音声を記録する方式によりなすことができるものとしている。もう1つの重要な点は、遺産の分配と遺留分に関する再調整であり、遺留分の比率を引き下げ、個人の財産処分の自由を拡大する方向での発展が強調されている。また、遺産の分配についても、被相続人の意思自由を主な根拠として、現行規定では特別受益は原則として相続財産に算入しなければならないとされているところを、不算入を原則とするものと改めている。

上述の改正草案の内容から分かる通り、今回の相続法改正草案は、高齢生存配偶者の相続法上の地位強化に関わるものではなく、高齢者が婚姻関係中に長期間同居してきた建物に引き続き居住・使用できる権利の保護といった問題は取り扱われていない。社会権規約に関する一般的意見は、締約国に対して、高齢者ができる限り長く自宅に居住することができるように支援することを求めているが、法改正の方向性はこうした立法義務と関連するものでもない。高齢生存配偶者の居住権について、それが短期居住権であれ長期居住権であれ、台湾の関係政府部門には立法義務の履行につきさらなる努力の余地がある。それでも、台湾の家族法学界においては、高齢配偶者の居住権保護に関する論文が発表されており、高齢配偶者の相続法上の地位の強化に関する日本の法案の内容についても詳しい紹介がなされている⁴⁾。

4) 例えば、黃詩淳「日本繼承法修正動向：高齢社會中的生存配偶保障」民法研究基金會編『民事法的學思歷程與革新取經－吳啟賓前院長八秩華誕祝壽論文集』363頁以下（新學林、2017年）。

2. 台湾の裁判実務の人権意識の高さ—遺産分割事件を例として

高齢の生存配偶者の居住権の保護について、台湾では現在、依拠すべき法規範は乏しいものの、裁判実務においては、すでにこの問題に注意を払っている裁判官が少なくない。個別の事案において、裁判官が与えられた裁量権を運用して、長年居住してきた建物に対する高齢生存配偶者の「居住権」を保護している判決がよく見られる。例えば、台湾高等法院台中分院2018（民国107）年度家上字第3号遺産分割事件はその一例である。本件の実事関係は次のとおりである。係争土地・建物は被相続人甲が所有していたもので、相続人には甲の配偶者で82歳の高齢の乙と3名の子がおり、相続分は各4分の1となる。共同相続人間で遺産分割協議が調わなかったため、裁判分割が申し立てられた。係争土地・建物は甲の遺産であり、相続人丙が木工芸術事業のために使用していたほか、工場の中に部屋一間が設けられて乙が居住しており、他の2名の相続人は当該土地・建物を使用していない。遺産分割の裁判手続においては、係争建物（遺産）について現物分割を主張する相続人（後に換価分割に主張を変更）と、換価分割を主張する相続人があった。遺産分割方法の決定について、台湾の裁判実務では、現物分割が主に採用されるのが通常であり、必要があれば換価分割もなされる。分割方法の決定は裁判官の裁量に属する。本件では、裁判所が審理・調査を行った結果、乙は現在係争建物に居住しており、もし換価分割をすれば、乙の子（他の相続人）が付近の他の家屋を乙の居住に供することができるものの、裁判所は、「乙はすでに82歳の高齢に達しており、体も不自由で車椅子を使用しており、裁判所が検証を行った際には、その場で、家を取り壊さないでほしいという強い希望を表明している。現在の居住環境に住み慣れており、転居や変動を望んでおらず、もし換価分割を行うとすれば、現在の居住場所外へ転居しなければならないこととなり」、また換価分割の結果として第三者が建物を取得すれば、乙の生活に影響が及ぶとして、換価分割の方式を採用しなかった⁵⁾。

5) 台湾高等法院2015（民国104）年度重家上更一字第3号遺産分割事件も、高齢者の居住権保護に論及している。

3. 法定居住權の新設の必要性

遺産分割事件において、真に高齢者の保護という目的を達するためには、分割の前後や結果を問わず、一定の要件に該当する高齢の配偶者は、婚姻共同生活の場所（自宅建物）について法定の居住権を取得することができるものとする必要がある。裁判官が遠回りに裁量権の行使を通じて保護することができる範囲や機能には限りがあり、相続法の中に、高齢生存配偶者の法定居住権に関する明文規定を設ける必要性は高い。

法定居住権に関する立法については、次の基本的要件を備えるべきものと考えられる。第1に、当該住宅は、死亡配偶者が所有していた遺産、あるいは使用権を有していた建物（土地を含む）であること、第2に、生存配偶者と死亡配偶者が生前に同居していた期間が一定の期間に達していること（20又は30年以上）、第3に、他の特殊な場合として、例えば、死亡配偶者と同居していなかったが、高齢の生存配偶者のために婚姻義務の履行として、又は未成年の子の監護教育のために、長期にわたり居住している場所であること、である。

他にも、配偶者の一方が死亡した場合の生存配偶者の相続法上の地位については、台湾と日本の法制との間に若干の違いがある。台湾では、法定財産制が適用される場合には、生存配偶者は剰余財産分配請求権を有し、婚姻関係存続中に増加した死亡配偶者の財産が生存配偶者のそれよりも多いときは、その差額を均分するよう請求することができ、その余りの部分のみが死亡配偶者の遺産となる。そのため、台湾では、遺産分割における生存配偶者に対する配分比率を引き上げることが、相続法の改正課題とはなっていない。遺産分割時に、生存配偶者が居住建物について所有権又は法定居住権を優先的に取得することができる法的根拠を立法により付与することこそが、早期に解決されるべき重要な課題である。

V. 結論

2018年6月7日付の朝日新聞では、「相続法改正案、審議入り」との見出し

で、高齢者の居住権保護のための法改正が参議院を順調に通過する見通しであるものと報道されている⁶⁾。台湾では、国際人権規約が国内法化され、「介護サービス法」も施行されているが、社会国家原則上の基本的義務の履行として、高齢者を含めた弱者に福祉・保険・扶助・救済を提供することが求められる。ただ、相続法制上、高齢生存配偶者の居住権保護については、いまだ何らの法律の整備や取組みが見られないため、裁判官が個別の事案において裁量権を行使してこれを保護するしかなく、法制度的な保障に不十分なところがある。現在、相続法改正草案が立法院において審議されているが、高齢配偶者の法定居住権に関する改正の提案はなされておらず、政府の関係部門はこれにつき新たに検討を加える必要があるものと思われる。

[Abstract]

**The Current Status and the Future of the Position of the
Elderly Spouse under the Inheritance Law in Taiwan**
- With a Focus on the Enhancement of the Right of Residence of
the Elderly

Da-Liang Wei

Judge, Supreme Court of the Republic of China

Taiwan entered the aging society in 2018. The relevant departments of the government have taken certain administrative measures in response, and

6) 朝日新聞デジタル「相続法改正案、審議入り」（2018年6月7日）：「高齢化社会が進むなか、故人の配偶者の生活保護に重点を置いた民法（相続法）改正案が6日、衆院法務委員会で審議入りした。成立すれば1980年以来、約40年ぶりの相続法制の見直しとなる。政府は今国会での成立を目指す」（https://www.asahi.com/articles/DA3S13529504.html?iref=pc_ss_date）。

the “Long Term Services Care” has been enacted as the law governing the long-term care of the elderly. However, there have not been any preparations for amendments to the inheritance law which is closely related to the life security of the later years of the elderly surviving spouse. If the marital residence that an elderly person lives in becomes subject to division of inheritance, in Taiwanese court practice, the purpose of protection is achieved by the proper exercise of discretionary authority by the judge; however, the scope and effect of protection is limited. The legislation of statutory right of residence of the elderly surviving spouse is the most imminent issue concerning the amendments to the Taiwanese inheritance law.

Key words : Taiwan, Aging society, The elderly surviving spouse, The life security. Amendments to the inheritance law.